

2. 周辺海域での調査

2.1. 調査概要

2.1.1 目的

事業に伴う流況、地形、水質、底質、動物、植物への影響を把握するため、周辺海域において環境監視調査を実施した。

2.1.2 調査内容

調査内容一覧を表 2.1.1 に、調査地点を図 2.1.1、表 2.1.2 に示す。

水質及び底質の分析方法を表 2.1.3、表 2.1.4 に示す。

表 2.1.1(1) 調査内容一覧（周辺海域）

調 査 項 目			頻 度	時 期	調査地点	調 査 層	調査方法 (使用機器)
地 形	流況	流況(流向・流速)	2 回/年	夏季 (8 月) 冬季 (1 月)	6 地点 (No.2, 3, 5, 11, 15, 17)	2 層 表層: 海面下 1.0m 下層: 海底面上 1.0m	自記式流向流速計 による、流向・流速 の 25 時間観測(10 分間隔)。 表層は吊り下げ 式、下層は立ち上 げ式で設置。
	地形	水深変化	1 回/年	冬季 (1 月)	5 地点 (調 査 区 域 ア、ウ～カ)	海底面	DGPS 測位システム による誘導と、1 区 域あたり 11 測線で の音響測深(10m ピ ッチ)。
水 質	水の濁り	(基本監視) 濁度, SS	1 回/週	通年	23 地点※ ³	2 層 表層: 海面下 0.5m 下層: 海底面上 1.0m	濁度:測定器による 測定(SS 濃度に換 算)。 SS(基 本 監 視 の み):採水器による 採水、分析。
		(補助監視) 濁度	4 回/週	工事実施期 (4～6 月) (10～3 月)	15 地点、又 は 7 地点※ ⁴		
			2 回/週	工事未実施期 (7～9 月)	9 地点		
	水の汚 れ	生活環境項目※ ¹ , 健康項目※ ² , クロロフィル a, 塩分 溶存酸素量(DO), 化学的 酸素要求量(COD _{Mn}), 全窒 素(T-N), 全燐(T-P), クロロ フィル a	4 回/年	春季 (5 月) 夏季 (8 月) 秋季 (11 月) 冬季 (1 月)	基本監視 7 地点 (No.2～7, 12) 補助監視 6 地点 (No.1, 8～ 11,17)	2 層 表層: 海面下 0.5m 下層: 海底面上 0.5m (但し、ノルマルヘ キサン抽出物質 については表 層のみ)	採水器による採 水。採水試料は実 験室へ搬入し、分 析。 (下層は横型バン ドーン採水器を用 いて採水)
底 質	含水率, 粒度組成, 強熱減量 (IL), 化学的酸素要求量 (COD _{sed}), 全硫化物(T-S), 全窒 素(T-N), 全燐(T-P)		2 回/年	夏季 (8 月) 冬季 (1 月)	9 地点 (No.2～6, 10,12,15, 16)	1 層 海底表面	スミスマッキンタイ型採 泥器(採泥面積 22 × 22cm) による採 泥。観察後、試料 を分取。実験室へ 搬入し、分析。

※1 生活環境項目:水素イオン濃度(pH), 化学的酸素要求量(COD_{Mn}, COD_{OH}), 溶存酸素量(DO, DO 飽和度), 大腸菌数, ノルマルヘキサン抽出物質(油分等), 全窒素(T-N), 全燐(T-P), 全亜鉛(Zn), ノニルフェノール, 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

※2 健康項目:全シアン, カドミウム, 鉛, ヒ素, 六価クロム, 総水銀, アルキル水銀, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 四塩化炭素, ジクロロメタン, 1,2-ジクロロエタン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, フッ素, ホウ素, 1,4-ジオキサン

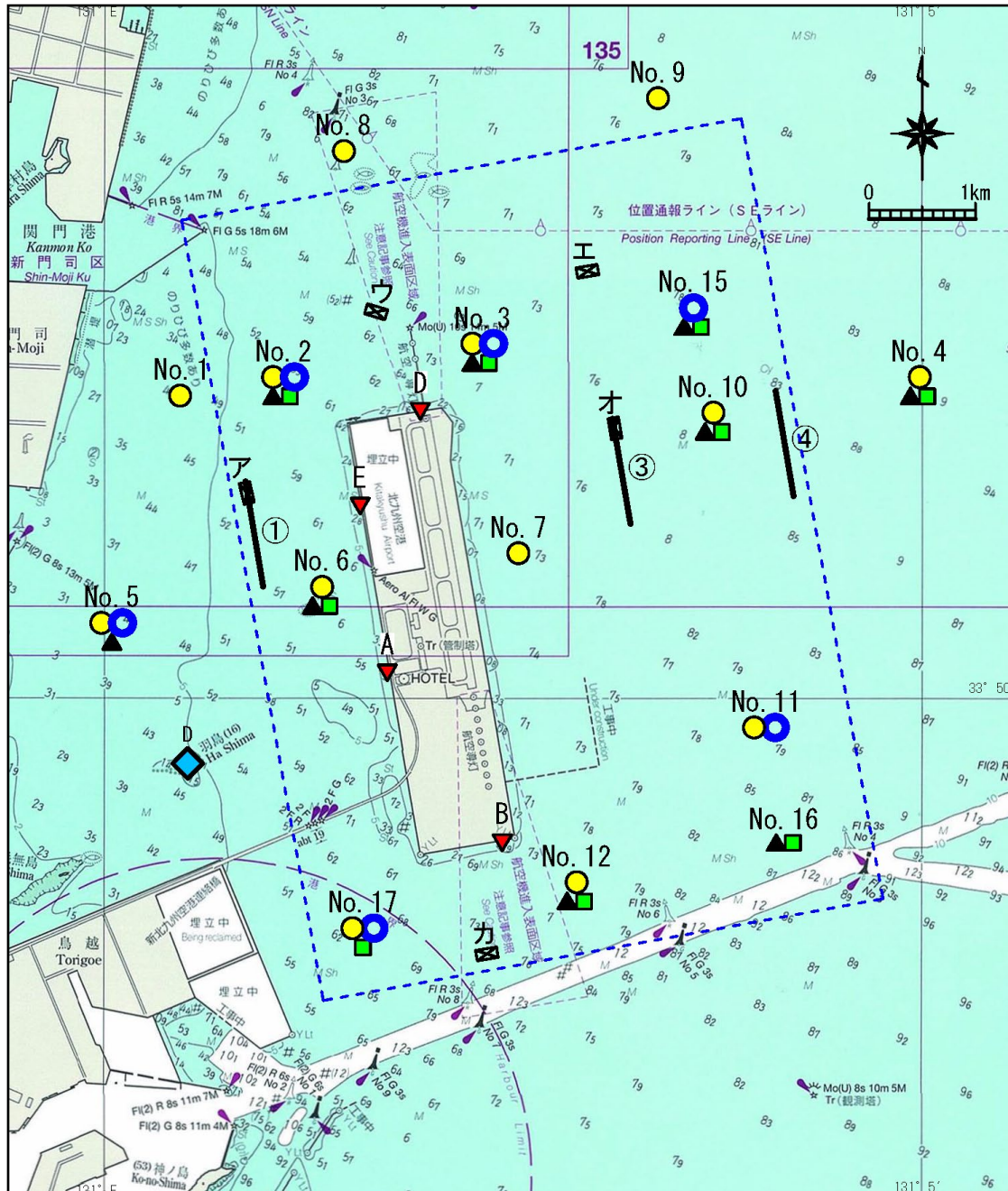
※3 23 地点のうちⅡ期工事監視地点は 15 地点。Ⅰ期工事監視地点(重複地点あり)と合わせて実施。

※4 週 4 回のうち、週 2 回はⅠ期+Ⅱ期工事監視として 15 地点、残り 2 回はⅡ期工事監視として 7 地点で実施。

表 2.1.1 (2) 調査内容一覧（周辺海域）

調 査 項 目			頻 度	時 期	調査地点	調 査 層	調査方法 (使用機器)
動 物	動物プランクトン		4 回/年	春季 (5 月) 夏季 (8 月) 秋季 (11 月) 冬季 (1 月)	9 地点 (No.2,3,4, 6,10,12, 15,16,17)	1 層 海底面上 1.0m から海面まで	北原式定量ネット (NXX13)による鉛直曳 き。試料は現場でホルマ リン(5%)固定。実験室へ 搬入し、分析。
	魚卵・稚仔魚					1 層 海表面	まるちネット(NGG54)に よる、2 ノット 10 分間の水平 曳き。試料は現場でホル マリン(10%)固定。実験室 へ搬入し、分析。
	底生生物					1 層 海底面	スミスマッキンタイヤ型採 泥器または軽量簡易型 グラブ採泥器(採泥面積 22cm×22cm)による 3 回 採泥。1mm 目でふるい分 け。残査を試料としてホル マリン(10%)固定。実験 室へ搬入し、分析。
	付着生物 (動物)	目視観察			4 地点 (St.A,B,D, E)	平均水面から海 底付近	ダイバーによるベルトトラ ンセクト法での目視観察 及び写真撮影。
		坪刈り				3 層 表層:平均水面 中層:大潮最低 低潮面 下層:大潮最低 低潮面－1m	ダイバーによる 3 層(1 層 あたり 0.1m ²)の坪刈り。 試料をホルマリン(10%)固 定。実験室へ搬入し、分 析。
	魚介類				3 測線 (①,③, ④)	海底面	底曳網漁船による試験 操業。曳網距離約 1km、 曳網速度約 2 ノットとし、 魚介類を採集、同定。
	カブトガニ	底曳網漁獲 物調査	1 回/年	冬季 (1 月)	19 測線 埋立地北 (①～④) 埋立地東 (①～⑧, ①'～④') 埋立地西 (①～③)	海底面	底曳網漁船による船速 約 2 ノットでの試験操業。
	スナメリ	目視観察	5 日/週	通年	周辺 海域	—	船上からの目視観察
		セスナによる 観察	1 回/年	5 月	周辺 海域	—	セスナ機による高度約 150m からの目視観察
植 物	植物プランクトン		4 回/年	春季 (5 月) 夏季 (8 月) 秋季 (11 月) 冬季 (1 月)	9 地点' (No.2,3,4, 6, 10, 12, 15,16,17)	2 層 表層: 海面下 0.5m 下層: 海底面上 1.0m	バンドーン型採水器によ る採水。現場でグルタル アルデヒド(1%)固定し、実 験室へ搬入し、分析。
	付着生物 (植物)	目視観察 坪刈り	付着生物(動物)と同じ				

※5 週 4 回のうち、週 2 回はⅠ期＋Ⅱ期工事監視として 15 地点、残り 2 回はⅡ期工事監視として 7 地点で実施。



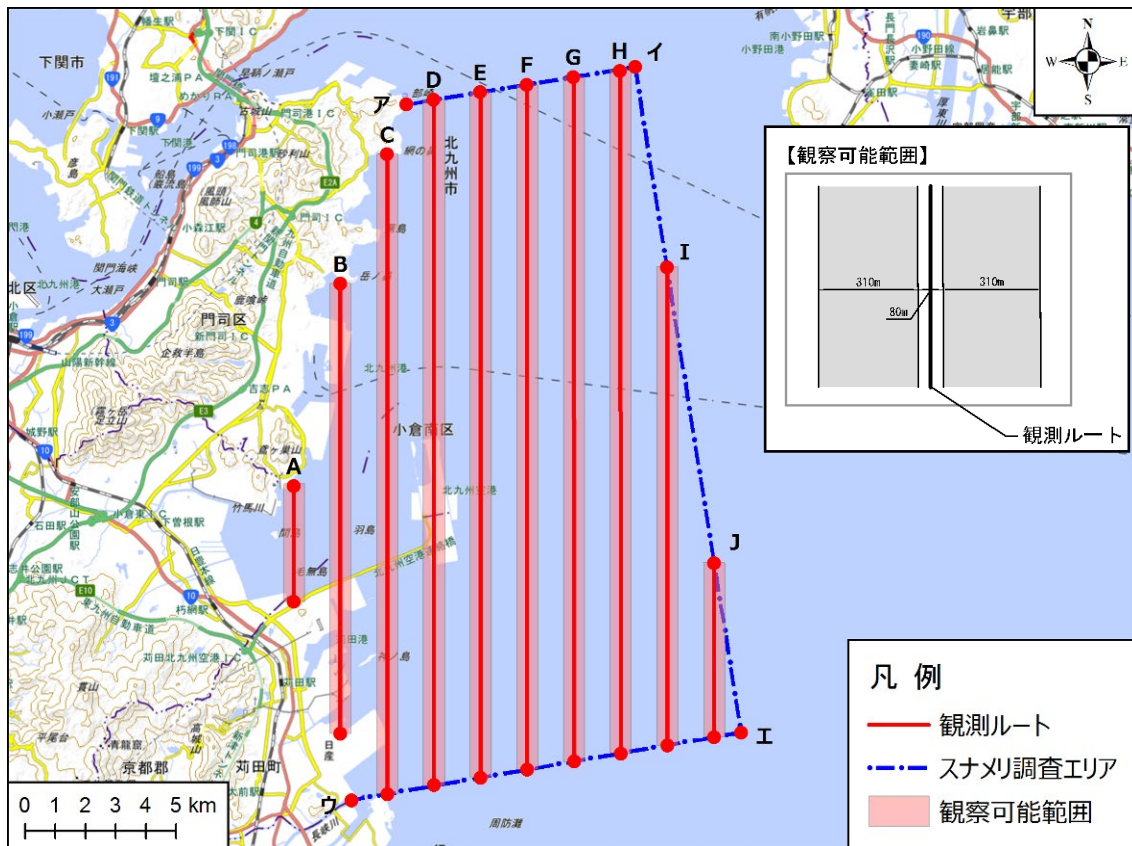
海上保安庁「海図 W127: 関門海峡東口及付近」より作成

調査項目凡例

●	流況調査
	地形調査
	水質調査(水の汚れ)
	底質調査
	動物・植物調査(プランクトン、魚卵、稚仔魚、底生生物)
	動物・植物調査(付着生物)
—	動物調査(魚介類)
	動物調査(カブトガニ)

※流況調査の No.17 については、苅田港湾事務所が実施した調査結果を入手して、とりまとめた。

図 2.1.1(1) 調査地点図(海域環境及び海生生物)



地点	緯度			経度		
ア	33°	57′	24.7″	131°	01′	25.0″
イ	33°	58′	04.3″	131°	06′	19.3″
ウ	33°	45′	00.2″	131°	00′	14.3″
エ	33°	46′	12.3″	131°	08′	34.5″
A	—			130°	59′	00.0″
B	—			131°	00′	00.0″
C	—			131°	01′	00.0″
D	—			131°	02′	00.0″
E	—			131°	03′	00.0″
F	—			131°	04′	00.0″
G	—			131°	05′	00.0″
H	—			131°	06′	00.0″
I	—			131°	07′	00.0″
J	—			131°	08′	00.0″

図 2.1.1(2) 調査地点図 (スナメリ)

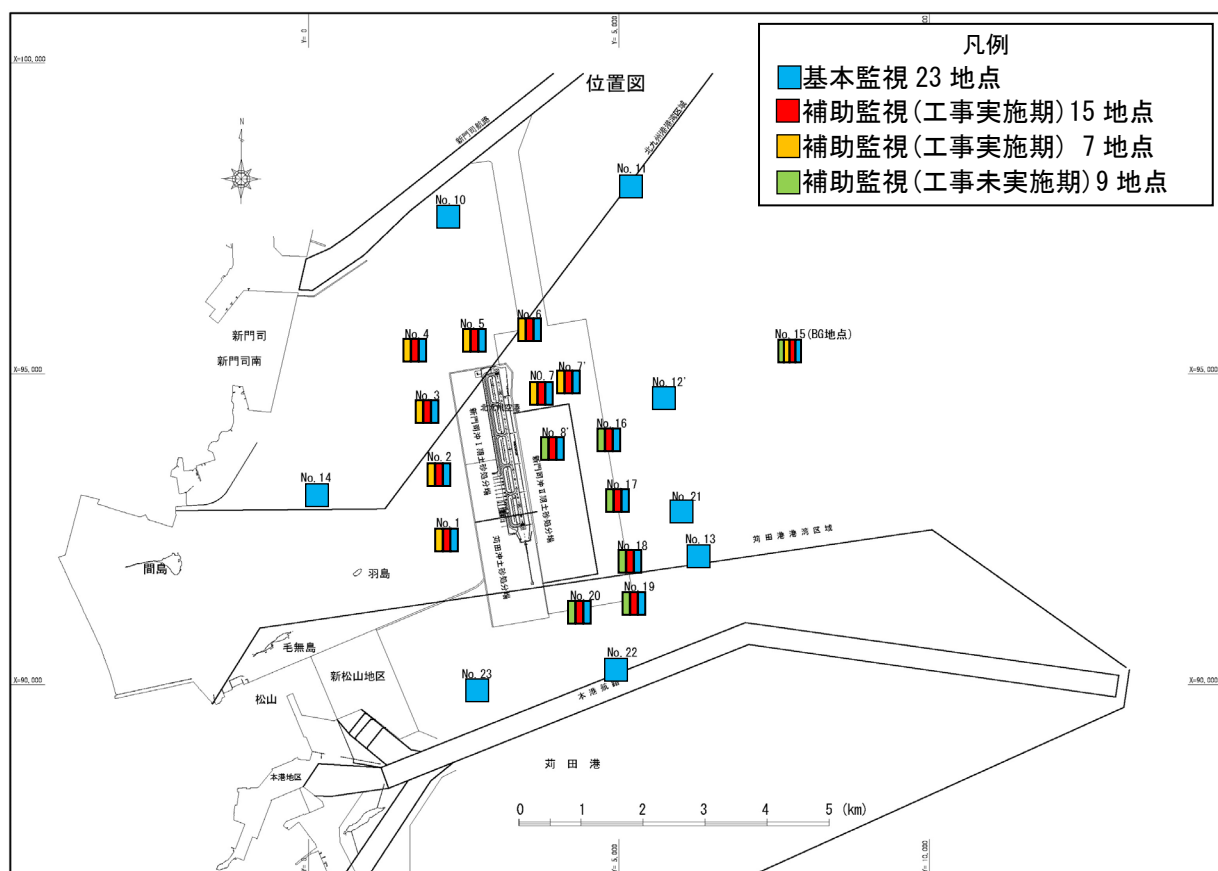


図 2.1.1(3) 調査地点図（水の濁り）

※:工事実施期における補助監視の週 4 回のうち、週 2 回はⅠ期＋Ⅱ期工事監視として 15 地点、残り 2 回はⅡ期工事監視として 7 地点で実施。

表 2.1.2(1) 調査地点の緯度経度

地点名		北緯			東経			備考	
		度	分	秒	度	分	秒	I 期調査	II 期調査
流況、水質、 底質、動物・植 物（プランクト ン、魚卵・稚仔 魚、底生生物）	No. 1	33	51	32.0	131	0	27.7	○	○
	No. 2	33	51	37.6	131	1	5.7	○	○
	No. 3	33	51	47.8	131	2	18.6	○	○
	No. 4	33	51	37.5	131	4	58.5	○	○
	No. 5	33	50	22.6	131	0	2.8	○	○
	No. 6	33	50	33.6	131	1	19.7	○	○
	No. 7	33	50	43.8	131	2	31.6	○	○
	No. 8	33	52	46.6	131	1	27.7	○	○
	No. 9	33	53	2.7	131	3	22.7	○	○
	No. 10	33	51	26.7	131	3	43.0	○	○
	No. 11	33	49	50.6	131	4	1.6	○	○
	No. 12	33	49	3.4	131	2	52.8	○	○
	No. 15	33	51	58.7	131	3	35.7	○	○
	No. 16	33	49	14.7	131	4	8.8	○	○
	No. 17	33	48	49.4	131	1	34.7	○	○
動物・植物 (付着生物)	St. A	33	50	8.2	131	1	43.6	○	○
	St. B	33	49	16.3	131	2	25.7	○	○
	St. C	33	50	26.0	131	2	16.0	○	○
	St. D	33	51	28.0	131	1	55.7	○	○
	St. E	33	50	59.1	131	1	33.7	○	○
動物 (魚介類)	①始点	33	51	5.8	131	0	51.7	○	○
	①終点	33	50	33.8	131	0	58.2		
	③始点	33	51	24.9	131	3	6.1		○
	③終点	33	50	52.9	131	3	12.6		
	④始点	33	51	33.3	131	4	5.8		○
	④終点	33	51	1.3	131	4	12.3		
動物 (カブトガニ)	区域 端点	33	48	27.4	131	1	20.2		○
		33	48	58.3	131	4	44.9		
		33	52	25.5	131	0	28.4		
		33	52	56.5	131	3	53.3		
動物 (スナメリ)	ア	33	57	24.7	131	1	25.0		○
	イ	33	58	4.3	131	6	19.3		
	ウ	33	45	0.2	131	0	14.3		
	エ	33	46	12.3	131	8	34.5		
地形	ア区域	33	51	5.1	131	0	49.4	○	○
		33	51	5.8	131	0	53.2		
		33	50	59.5	131	0	55.0		
		33	50	58.8	131	0	51.2		
	ウ区域 (旧イ区域)	33	52	0.1	131	1	36.4	○	○
		33	51	58.2	131	1	43.9		
		33	51	55.1	131	1	42.8		
		33	51	57.0	131	1	35.3		
	エ区域	33	52	11.0	131	2	52.8		○
		33	52	12.1	131	3	0.4		
		33	52	8.9	131	3	1.1		
		33	52	7.8	131	2	53.4		
	オ区域	33	51	24.9	131	3	4.4		○
		33	51	25.4	131	3	8.2		
		33	51	19.1	131	3	9.5		
		33	51	18.5	131	3	5.7		
	カ区域	33	48	42.7	131	2	15.9		○
		33	48	43.7	131	2	23.5		
		33	48	40.5	131	2	24.2		
		33	48	39.4	131	2	16.5		

表 2.1.2(2) 調査地点の緯度経度（水の濁り）

地点名		北緯			東経			備考		
		度	分	秒	度	分	秒	基本監視	補助監視	
水質 （水の濁り）	No. 1	33	49	58.8	131	1	26.4	○	●	●
	No. 2	33	50	32.8	131	1	20.4	○	●	●
	No. 3	33	51	3.8	131	1	14.4	○	●	●
	No. 4	33	51	35.8	131	1	7.4	○	●	●
	No. 5	33	51	41.8	131	1	44.4	○	●	●
	No. 6	33	51	46.8	131	2	19.4	○	●	●
	No. 7	33	51	14.8	131	2	26.4	○	●	●
	No. 7'	33	51	20.8	131	2	42.6	○	●	●
	No. 8'	33	50	46.4	131	2	32.1	○	■	
	No. 10	33	52	46.0	131	1	28.1	○		
	No. 11	33	53	2.3	131	3	23.2	○		
	No. 12'	33	51	12.7	131	3	41.5	○		
	No. 13	33	49	48.8	131	4	4.4	○		
	No. 14	33	50	21.8	131	0	3.4	○		
	No. 15	33	51	35.8	131	5	1.4	○	■	●
	No. 16	33	50	51.2	131	3	6.4	○	■	
	No. 17	33	50	19.2	131	3	12.9	○	■	
	No. 18	33	49	47.2	131	3	19.4	○	■	
	No. 19	33	49	25.9	131	3	23.7	○	■	
	No. 20	33	49	21.1	131	2	49.8	○	■	
	No. 21	33	50	13.0	131	3	53.6	○		
	No. 22	33	48	51.5	131	3	13.0	○		
	No. 23	33	48	38.9	131	1	43.4	○		
	地点数							23	15	9
	調査時期							通年	4～6月 10～3月	7～9月
									Ⅱ期工事 実施期	Ⅱ期工事 未実施期
	頻度							1回/週	4回/週	2回/週

※1：○は採水及び現地測定、●■は現地測定のみ

※2：工事実施期における補助監視の週4回のうち、週2回はⅠ期＋Ⅱ期工事監視として15地点（●＋■）、残り2回はⅡ期工事監視として7地点（■）で実施。

表 2.1.3 分析試験方法（水質）

項 目		測定・分析方法
水の濁り		
浮遊物質（SS）		環境庁告示 第 59 号 付表 9
水の汚れ		
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1 又はガラス電極法
	化学的酸素要求量(COD _{Mn})	JIS K 0102 17(酸性法)
	化学的酸素要求量(COD _{OH})	環境庁告示 第 59 号 別表 2.2.7 備考 2(アルカリ性法)
	溶存酸素量(DO)	JIS K 0102 32 又は隔膜電極法
	大腸菌群数	環境庁告示 第 59 号 別表 2.1(1)ア 備考 4
	大腸菌数	環境庁告示 第 59 号 付表 10
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	環境庁告示 第 59 号 付表 14
	全窒素(T-N)	JIS K 0102 45.4 又は 45.6
	全リン(T-P)	JIS K 0102 46.3
	全亜鉛(Zn)	JIS K 0102 53
	ノニルフェノール	環境庁告示 第 59 号 付表 11
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	環境庁告示 第 59 号 付表 12
健康項目	全シアン	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2、38.1.2 及び 38.3、又は 38.1.2 及び 38.5 又は 環告第 59 号 付表 1
	カドミウム	JIS K 0102 55.2、55.3 又は 55.4
	鉛	JIS K 0102 54
	砒素	JIS K 0102 61.2、61.3 又は 61.4
	六価クロム	JIS K 0102 65.2
	総水銀	環境庁告示 第 59 号 付表 2
	アルキル水銀	環境庁告示 第 59 号 付表 3
	ポリ塩化ビフェニール(PCB)	環境庁告示 第 59 号 付表 4
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
	チウラム	環境庁告示 第 59 号 付表 5
	シマジン	環境庁告示 第 59 号 付表 6 の第 1 又は第 2
	チオベンカルブ	環境庁告示 第 59 号 付表 6 の第 1 又は第 2
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
	セレン	JIS K 0102 67.2、67.3 又は 67.4
	硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6(硝酸性)
	亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.1
	フッ素	JIS K 0102 34.1 若しくは 34.4 又は 34.1(C)及び 環告第 59 号 付表 7
	ホウ素	JIS K 0102 47.1、47.3 又は 47.4
	1,4-ジオキサン	環境庁告示 第 59 号 付表 8
その他	塩分	海洋観測指針 5.3 (1999)
	クロロフィル a	海洋観測指針 6.3.3 (1999)

※分析試験方法は、報告書作成時における最新の表記とした。

表 2.1.4 分析試験方法（底質）

項 目		測定・分析方法
底 質	含水率	底質調査方法Ⅱ 4.1
	粒度組成	JIS A 1204(ふるい分析＋沈降分析)
	強熱減量(IL)	底質調査方法Ⅱ 4.2
	化学的酸素要求量(COD _{sed})	底質調査方法Ⅱ 4.7
	硫化物(T-S)	底質調査方法Ⅱ 4.6
	全窒(T-N)	底質調査方法Ⅱ 4.8.1
	全磷(T-P)	底質調査方法Ⅱ 4.9.1

※分析試験方法は、「底質調査方法」平成 24 年度 環水大水発第 120725002 号に基づいた。

2.1.3 環境管理目標

周辺海域における各調査項目の環境管理目標を表 2.1.5 に示す。また、水質汚濁に係る環境基準を表 2.1.6 に、水産用水基準を表 2.1.7 にそれぞれ示す。

表 2.1.5 環境管理目標（周辺海域）

項目		環境管理目標	
周辺海域	地形(流況・水深変化)	・環境影響評価時の予測結果や事業実施前調査結果と比較して著しい変化がみられないこと。	
	水質(水の濁り)	SS 分析値もしくは SS 換算値	・工事により人為的に加わる濃度が 10mg/L 以下 (監視地点濃度－BG 地点濃度＝10mg/L 以下) ※自然的要因や他の要因による影響を除く。 ※表層と下層、それぞれで判定。
	水質(水の汚れ)	化学的酸素要求量 全窒素 全磷 溶存酸素量	・「水質汚濁に係る環境基準」の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ・環境影響評価時の予測結果や事業実施前調査結果と比較して著しい変化がみられないこと。
		生活環境項目 健康項目	
		クロロフィル a、塩分	
	底質	含水率、粒度組成、強熱減量、全窒素、全磷	・環境影響評価時の予測結果や事業実施前調査結果と比較して著しい変化がみられないこと。
		化学的酸素要求量 硫化物	・「水産用水基準」の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ・環境影響評価時の予測結果や事業実施前調査結果と比較して著しい変化がみられないこと。
	動物	新設の付着生物	・護岸出現からの生物量(種数、湿重量)の経年変化(生物量が安定するまでの増加傾向)が、既設護岸と同程度であること。
		新設の付着生物以外	・事業実施前調査結果と比較して著しい変化がみられないこと (各調査地点における出現種数と現存量が、事業実施前の自然変動の範囲にあること)。
		スナメリ	(事業実施区域出現状況) ・事業実施区域内でスナメリの遊泳が確認された場合、工事関係者へ周知等によりスナメリの封じ込めやスナメリへの直接危害等への回避・低減措置が取られていること。 (広域エリア生息状況) ・事業実施前調査結果と比較して著しい変化がみられないこと。
	植物	新設の付着生物	・護岸出現からの生物量(種数、湿重量)の経年変化(生物量が安定するまでの増加傾向)が、既存護岸と同程度であること。
		新設の付着生物以外	・事業実施前調査結果と比較して著しい変化がみられないこと (各調査地点における出現種数と現存量が、事業実施前の自然変動の範囲にあること)。

表 2.1.6(1) 水質汚濁に係る環境基準

<生活環境の保全に関する環境基準(海域ア)>

環告第 59 号(昭和 46 年 12 月 28 日)
改正 環告第 62 号(令和 3 年 10 月 7 日)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		pH	COD _{Mn}	DO	大腸菌数 [90%水質値]	ノルマルヘキサン抽出物 質(油分等)
A	水産 1 級 水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	検出され ないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲 げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

- 備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
2. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。
3. B 類型の工業用水及び水産 2 級のうちノリ養殖の利水点における COD の測定方法はアルカリ性法(アルカリ性法の測定方法[省略])。
4. 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級: ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

<生活環境の保全に関する環境基準(海域イ)>

環告示第 59 号(昭和 46 年 12 月 28 日)
改正 環告第 62 号(令和 3 年 10 月 7 日)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		T-N	T-P
I	自然環境の保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

- 備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全。
3. 水産 1 種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
水産 2 種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が漁獲される。
水産 3 種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
4. 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度。

<生活環境の保全に関する環境基準(海域ウ)>

環告示第 59 号(昭和 46 年 12 月 28 日)
改正 環告第 62 号(令和 3 年 10 月 7 日)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

※周防灘においては、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型が指定(H29 年 5 月 22 日)され、調査対象海域は生物特 A に該当することとなった。

表 2.1.6(2) 水質汚濁に係る環境基準

＜生活環境の保全に関する環境基準（海域エ）＞

環告示第 59 号(昭和 46 年 12 月 28 日)
改正 環告第 62 号(令和 3 年 10 月 7 日)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域

- 備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドーン採水器を用いる。
3. 測定方法は、規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法

＜人の健康の保護に関する環境基準＞

環告示第 59 号(昭和 46 年 12 月 28 日)
改正 環告第 62 号(令和 3 年 10 月 7 日)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエレン	0.01 mg/L 以下
ひ素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,1-ジクロロエレン	0.1 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエレン	0.04 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
		1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- 備考) 1. 基準値は「年間平均値」とする。ただし、全シアンに係る基準値については「最高値」とする。
2. 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。

表 2.1.7 水産用水基準（2018 年版）

項 目		基 準 値
水質	化学的酸素要求量(COD _{OH})	1mg/L 以下
	溶存酸素(DO)	6.0mg/L 以上
	大腸菌群数	1,000MPN/100mL 以下
	水素イオン濃度(pH)	7.8 以上、8.4 以下
	全窒(T-N)	0.3mg/L 以下(水産 1 種) 0.6mg/L 以下、0.3mg/L を超える(水産 2 種) 1.0mg/L 以下、0.6mg/L を超える(水産 3 種)
	全磷(T-P)	0.03mg/L 以下(水産 1 種) 0.05mg/L 以下、0.03mg/L を超える(水産 2 種) 0.09mg/L 以下、0.05mg/L を超える(水産 3 種)
底質	化学的酸素要求量(COD _{sed})	20mg/g 乾泥 以下(アルカリ性法)
	硫化物(T-S)	0.2mg/g 乾泥 以下

出典) 公益社団法人 日本水産資源保護協会

参考) COD_{OH} は、海域や河川の有機物等による汚れの度合いを示す値であり、水質中の物質をアルカリ性過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量を mg/L で表したもの。

COD_{sed} は、底質中の有機物等の物質を過マンガン酸カリウムなどの酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量を mg/g で表したもの。sed は sediment (堆積物) の略である。

(出典：環境科学事典)

注) 水産用水基準(2018 年版)において、COD_{OH} の基準値は一時保留とされているが、本報告書では過年度と同じく、1mg/L 以下を基準値とした。